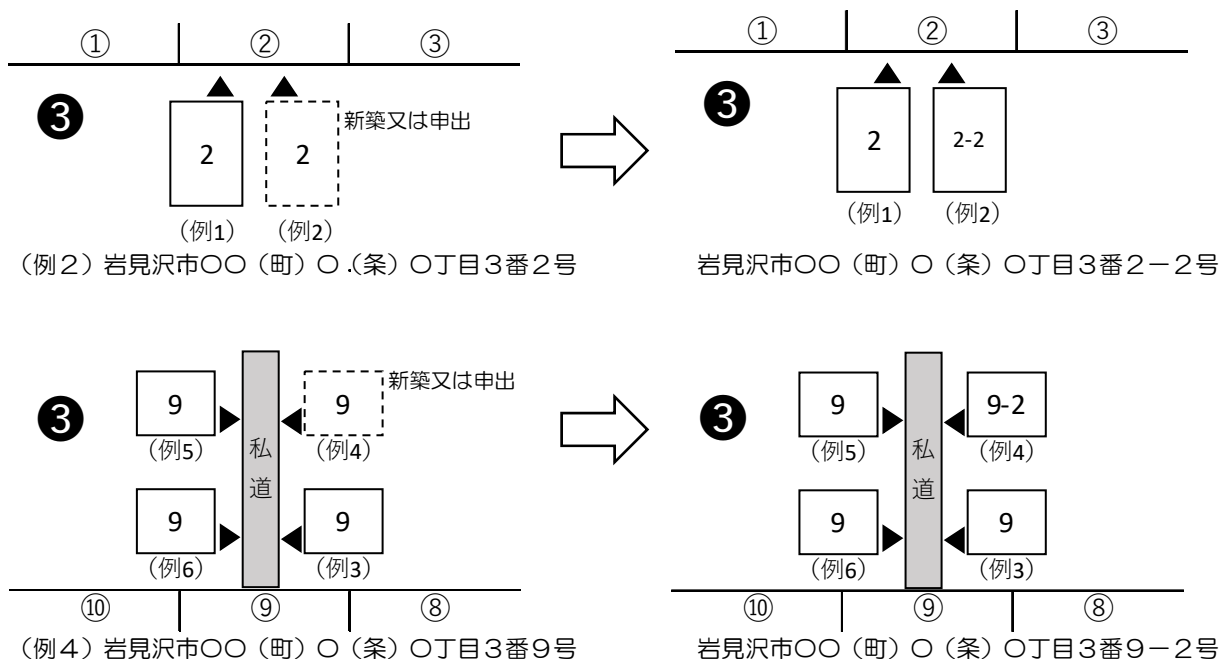


【枝番の付け方と表記の仕方】



○ 既に同一住居番号の場合における枝番号の申出

(1) 枝番号を付番できる建物

- ・ 住居表示実施区域内に新築される一戸建ての建物で、同じ住居番号となる可能性がある建物
- ・ 住居表示実施区域内の一戸建ての建物で、同じ住居番号が既に複数ある建物

(2) 枝番号の対象とならない建物

- ・ 住居表示の実施区域を対象としていますので、住居表示を実施していない地区（地番で住所を表示している地区）については対象となりません。
- ・ 10戸未満のアパートやマンションなどの共同住宅に枝番号は付番できません。
- ・ お申出いただいた方ご自身の住居番号を変更するもので、同一住居番号の相手方の住居番号を変更することはできません。

(3) 注意事項

- ・ 枝番号はルールに則って付番するため、ご希望の番号を付番することはできません。
- ・ すでに住居表示が付番されている一戸建ての建物に枝番号を付番した場合についても、住所変更の手続きが必要になります。運転免許証や通帳等の各種住所変更手続きは、全て自己負担で行っていただく必要がありますので、ご了承ください。
- ・ 一戸建ての建物の所有者以外の方が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。

(申請窓口及びお問合せ先)

岩見沢市役所 建設部 都市計画課 都市計画係

住所：岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号（2階35番窓口） TEL：0126-35-4684